

# 令和4年度・第36回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年3月27日(月) 13:00～14:30

開催場所 薩摩川内市セントピア

出席委員 (18名)

| 議席<br>番号 | 委員名    | 議席<br>番号 | 委員名   | 議席<br>番号 | 委員名     |
|----------|--------|----------|-------|----------|---------|
| 1        | 枇杷 繁   | 2        | 谷山 隆信 | 3        | 山路 一浩   |
| 4        | 西一裕一郎  | 5        | 乙須 紀文 | 6        | 岸 広光    |
| 7        | 小城 義己  | 8        | 梶原 拓二 | 9        | 下茂 正憲   |
| 10       | 木場 祐二郎 | 11       | 新屋 純子 | 12       | 薬師寺 しげ子 |
| 13       | 磯道 博和  | 14       | 小園 光男 | 15       | 峯元 敏郎   |
| 16       | 中島 弘和  | 17       | 永留 智史 | 18       | 高橋 百合恵  |
| 19       | 別府 生次  |          |       |          |         |

欠 員 (0名)

欠席委員 (1名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (21名)

| 議席<br>番号 | 委員名   | 議席<br>番号 | 委員名   | 議席<br>番号 | 委員名    |
|----------|-------|----------|-------|----------|--------|
| 21       | 田島 征男 | 22       | 竹田 栄次 | 23       | 永吉 康之  |
| 24       | 箱川 滋三 | 25       | 福壽 久雄 | 26       | 有馬 康夫  |
| 27       | 武田 芳久 | 28       | 古川 梓  | 29       | 上小川 文男 |
| 30       | 牧田 信一 | 31       | 高木 成寛 | 32       | 濱田 勉   |
| 33       | 高橋 公和 | 34       | 奥 透   | 35       | 鶴屋 賢了  |
| 36       | 田中 浩徳 | 37       | 木場 貞実 | 38       | 濱田 義博  |
| 39       | 鬼塚 幸男 | 40       | 永留 直志 | 41       | 中野 政弘  |

欠席推進委員 (0名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原G長・平野G員・泉G員  
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 17番 ⑩

\_\_\_\_\_ 18番 ⑩

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 ⑩

## 令和４年度 第３６回農業委員会総会議事録

### 議事日程「諸般の報告」

#### ５ 報 告

- 報告第 １２７号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 １２８号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 １２９号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 １３０号 農地転用事実証明願の専決処分について
- 報告第 １３１号 農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について

#### ６ 議 事

- 議案第 ４１２号 農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ４１３号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ４１４号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 ４１５号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 ４１６号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 ４１７号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第 ４１８号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第 ４１９号 耕作放棄地に係る非農地判断について
- 議案第 ４２０号 令和５年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 議案第 ４２１号 全国農業新聞情報員の推薦について
- 議案第 ４２２号 男女共同参画審議会委員の推薦について

#### ７ その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 1 3 : 0 0 開 会 】

会 長 (第 3 5 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」)

議 長 ただ今から、第 3 6 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 8 名、欠席委員は 1 名で、4 番：西 裕一郎委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 2 1 名です。

以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の 1 ページをご覧ください。

3 月 1 日に薩摩川内市農業公社理事会が J A 川内農民会館で開催され、会長が出席されております。

3 月 6 日に定例常設委員会がマリンプレスかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席しております。3 月 8 日、9 日に定例の現地調査を実施しております。

1 4 日が薩摩川内市農業公社総会が J A 川内農民会館で開催され、会長が出席されております。1 5 日は第 3 5 回運営委員会が本庁舎 5 0 2 会議室で開催しております。1 7 日は薩摩川内市農林水産政策審議会が J A 川内農民会館で開催し、会長、薬師寺委員、事務局長、私が出席しております。

2 4 日は鹿児島県農業会議主催の第 1 0 3 回通常総会、令和 4 年度農地利用最適化推進検討会がアートホテル鹿児島で開催され、会長、事務局職員が出席しております。

そして、本日第 3 6 回農業委員会総会が薩摩川内市セントピアでの開催です。以上、説明を終わります。

議 長 只今、報告がありましたが、他に何か、御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、

17番：永留 智史委員

18番：高橋 百合恵委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第127号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第127号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号18番、19番までの2件です。登記地目 田2筆1, 404㎡の届出がありました。

内容といたしましては、18番、花き栽培用の農業用ビニールハウスの設置です。19番は、盛土をして、畑として農地の有効利用を図るための届出となります。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第127号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第127号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第127号を終わります。  
報告第128号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第128号を説明いたします。資料は3ページから5ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号118番から127番までの10件です。登記地目、田9筆13, 611㎡、畑9筆5, 734㎡、合計18筆19, 345㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号125番と126番の2件です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第128号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第128号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第128号を終わります。  
次は報告第129号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第129号を説明いたします。資料は6ページから9ページをご覧ください。今月の証明発行願いは、受理番号98番から109番までの12件で、登記地目 田9筆7, 557㎡、畑17筆5, 632㎡、合計26筆13, 189㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第129号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第１２９号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第１２９号を終ります。  
次に、報告第１３０号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第１３０号を説明いたします。資料は１０ページをご覧ください。

　今月は、受理番号１２番から１４番までの３件で、登記地目 田 ２筆 ６１４㎡、畑 ３筆 ９７６㎡、合計５筆 １，５９０㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第４号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

　許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。

　いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

　なお、現地確認については、１２番は、峯元敏郎委員が、１３番、１４番は、木場祐二郎委員が、調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

　以上で、報告第１３０号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第１３０号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第１３０号を終ります。  
次は、報告第１３１号「農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理      報告第 1 3 1 号を説明します。資料は 1 1 ページと 1 2 ページをご覧ください。

農地の賃借料については、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定及び、農地中間管理事業の管理権設定、それから農地法第 3 条許可申請賃借権処分決定された賃借料の過去 1 年間の情報提供を行うことが農地法第 5 2 条の規定で義務付けられています。

従いまして、令和 4 年 1 月から令和 4 年 1 2 月に本市管内で公告及び処分決定された農地の賃借料の目安となる情報提供を報告するものです。

内容を説明いたします。1 1 ページ、2 の賃借料水準の考え方をご覧ください。この賃借料情報は、薩摩川内市本土地域で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定及び、農地中間管理事業の推進に関する法律に係る管理権設定並びに農地法第 3 条賃借権設定処分決定された実績を集計したものです。データ数は集計に用いた筆数でございます。なお、賃借料の物納支給は換算しておりません。

次の 1 2 ページをご覧ください。賃貸借における賃借料水準の平均は田は 6, 0 0 0 円となっています。畑は普通畑 4, 4 0 0 円、飼料畑 4, 6 0 0 円、らっきょう畑 9, 7 0 0 円、茶畑 7, 2 0 0 円となっています。

施設園芸の部では、平均が、花き 2 8, 2 0 0 円、花きについては 1 件のみのデータでございます。そして、ぶどう 1 5, 3 0 0 円、金柑 1 2, 8 0 0 円等となっています。

また、無償 0 円の使用貸借の件数については、それぞれ表に示してございますとおりであります。

以上で報告 1 3 1 号に係わる説明を終わります。

議 長      ただ今、事務局より報告第 1 3 1 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員      （なしの声あり）

議 長      質疑がありませんので、報告第 1 3 1 号を終わります。

それでは、会次第 6 の議事に入ります。

先ず、議案第 4 1 2 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長      議案第 4 1 2 号を説明いたします。資料は、1 3 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

    今月の申請は、受理番号 2 0 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 1 9 9 m<sup>2</sup>の申請がありました。

    内容といたしまして、2 0 番は、共同住宅及び駐車場の目的で申請されています。1 8 4 8 番 1 雑種地外 2 筆 7 7 4 m<sup>2</sup>と一体利用で総面積 9 7 3 m<sup>2</sup>となっています。

    以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

    以上で議案第 4 1 2 号に係る説明を終わります。

議 長      ただ今、事務局の説明が終了しました。

    ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員      1 7 番、永留が、2 0 番を報告します。

    3 月 9 日、鶴屋推進委員と事務局 杉安・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

    位置図 6 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

    申請地の現況は、畑で耕作されていました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

    以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議 長      ただ今、調査員の報告が終了しました。

    質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員      (なしの声あり)

議 長      ないようですので、採決いたします。

    議案第 4 1 2 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員      (挙 手)

議 長      賛成全員であります。議案第 4 1 2 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第４１３号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 議案第４１３号を説明いたします。資料は１４ページから１６ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１３１番から１３８番までの８件で、登記地目 田６筆２，６８０㎡、畑９筆４，４７３㎡、合計１５筆７，１５３㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号１３１番及び１３８番は、共同住宅と駐車場、１３２番は、特定建築条件付き売買予定地、１３３番は、一般住宅、１３４番は、宅地分譲、１３５番は、貸資材置場、１３６番と１３７番は駐車場の目的で申請されるものです。

なお、１３５番は、３３９２番 原野 ６０２㎡と一体利用で総面積７７１㎡となります。また、１３７番は、施工済のため始末書添付となっています。

以上８件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第４１３号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員 １５番、峯元が１３１番から１３２番を報告します。  
３月９日、有馬推進委員と事務局 梶原・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

１３１番は、位置図７ページ、調査表４ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

１３２番は、位置図８ページ、調査票５ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

永留委員

17番、永留が133番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。位置図9ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

峯元委員

15番、峯元が、134番から138番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

134番は、位置図10ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。里道との接続や既存水路の処理について、関係部署と確認するよう指導しました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

135番は、位置図11ページ、調査票8ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。隣接の原野と一体利用であり、盛土して土羽打ちとなっていたため、水路へ土砂の流出がないように対策をするよう指導しました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

136番は、位置図12ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理・一部耕作されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

137番は、位置図13ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、すでに整備され、駐車場となっており、始末書が添付されています。隣接の水路との境界の対策をするよう指導しました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

138番は、位置図14ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。申請書に添付

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

梶原 G 長 議案第 4 1 4 号を説明いたします。資料は 1 7 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 2 9 番から 1 3 0 番の 2 件で、登記地目 田 4 筆 5 , 8 3 8 m<sup>2</sup>の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 4 1 4 号に係る説明を終わります。



議長 賛成全員であります。議案第４１４号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第４１５号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 議案第４１５号を説明いたします。資料は１８ページから１９ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１３１番から１３５番の５件で、登記地目 田３筆２，１１３㎡ 畑７筆３，０２４㎡ 原野１筆５５９㎡ 合計１１筆５，６９６㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、「親子間」「親族間」「知人間」等の贈与によるものです。

申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第４１５号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 １３１番を報告いたします。１７番、永留が、１３１番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１７ページ、調査表１４ページをご覧ください。

申請地の現況は、田、畑で、ともに耕作されていました。権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

峯元委員 １５番、峯元が、１３２番、１３３番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

１３２番は位置図１８ページ、調査表１５ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていませんでした。

１３３番は、位置図１９ページ、調査表１６ページをご覧ください。

い。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、果樹を栽培予定です。申請は許可相当と考えます。

木場委員      10番、木場が、134番を報告します。

3月8日、武田推進委員と事務局 泉・中城職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図20ページ、調査表17ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

新屋委員      11番新屋が135番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図21ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、田と畑で耕作されています。権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、野菜が栽培予定です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

議 長      ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員      (なしの声あり)

議 長      ないようですので、一括して採決いたします。

議案第415号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員      (挙 手)

議 長      賛成全員であります。議案第415号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第416号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号195番、200番、206番です。

梶原 G 長 議案第 4 1 6 号を説明いたします。資料は 2 0 ページから 2 3 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 4 1 , 8 5 2 m<sup>2</sup>、畑 7 , 1 0 9 m<sup>2</sup>、合計 4 8 , 9 6 1 m<sup>2</sup>の申請がありました。

利用権設定 1 8 件中、認定農業者等に係わる分は 9 件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号 1 9 4 番、1 9 6 番から 1 9 9 番、2 0 1 番から 2 0 5 番及び 2 0 7 番から 2 1 1 番については、申請内容を農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 ( 挙 手 )

永留委員 (退席・退室)

議 長 議案第４１６号、受理番号１９５番に係る議事参与案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第４１６号受理番号１９５番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の永留 智志委員、ご本人ですので、内容説明いたします。資料は２１ページをご覧ください。

受理番号１９５番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。  
議案第４１６号、受理番号１９５番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第４１６号、受理番号１９５番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。  
永留委員の入室をお願いします。

永留委員 (入室・着席)

議 長 次は、議案第４１６号、受理番号２００番に係る議事参与案件について審議に入ります。  
木場 祐二郎 委員は、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議 長 議案第４１６号、受理番号２００番に係る議事参与案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長      農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受ける議案第 4 1 6 号受理番号 2 0 0 番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の木場祐二郎委員の御子息ですので、内容説明いたします。資料は 2 1 ページをご覧ください。

受理番号 2 0 0 番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長      ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員      (なしの声あり)

議 長      ないようですので、採決いたします。  
議案第 4 1 6 号、受理番号 2 0 0 番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員      (挙 手)

議 長      賛成全員であります。議案第 4 1 6 号、受理番号 2 0 0 番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。  
木場委員の入室をお願いします。

木場委員      (入室・着席)

議 長      ここで、議長を下茂代理と交代いたします。

下茂代理      議案第 4 1 6 号、受理番号 2 0 6 番に係る議事参与案件について審議に入ります。

別府委員は農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

別府委員      (退席・退室)

下茂代理      議案第 4 1 6 号、受理番号 2 0 6 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長      農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受ける議案第 4 1 6 号受理番号 2 0 6 番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の別府生次委員の御子息ですので、内容説明いたします。資料は 2 3 ページをご覧ください。

受理番号 2 0 6 番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

下茂代理      ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員      (なしの声あり)

下茂代理      ないようですので、採決いたします。  
議案第 4 1 6 号、受理番号 2 0 6 番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員      (挙 手)

下茂代理      賛成全員であります。議案第 4 1 6 号、受理番号 2 0 0 番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。  
別府委員の入室をお願いします。

別府委員      (入室・着席)

下茂代理      ここで、議長を別府会長に戻します。

議 長      それでは、議案第 4 1 6 号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第 4 1 7 号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長      議案第 4 1 7 号を説明いたします。資料は、2 4 ページから 2 5 ページをご覧ください。

今月の申請は4件で、田11, 360㎡の申請がありました。

所有権移転2件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記となります。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。  
　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、採決いたします。  
　　　議案第417号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第417号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第418号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 　議案第418号を説明いたします。資料は、26ページから27ページをご覧ください。

今月の申請は、田832㎡、畑1, 432㎡、合計2, 264㎡の申請がありました。

中間管理権設定2件中、認定農業者に係る案件は1件です。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき、農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。



議 長 続いて樋脇地域お願いいたします。

木場委員 10番木場が報告します。令和4年7月22日から9月21日までの延べ6日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、樋脇地域の赤判定された農地を調査した結果、田 45筆 38,718㎡、畑 24筆 16,525㎡、合計 69筆 55,243㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。以上、報告いたします。

議 長 次に入来地域お願いいたします。

梶原委員 8番梶原が報告します。令和4年10月20日及び同月21日の2日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、入来地域の赤判定された農地を調査した結果、田 10筆 7,063㎡、畑 4筆 5,026㎡、合計 14筆 12,089㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。以上、報告いたします。

議 長 続いて、東郷地域お願いいたします。

小園委員 14番小園が報告します。令和4年7月21日及び9月21日の3日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、東郷地域の赤判定された農地を調査した結果、田 14筆 13,194㎡、畑 10筆 8,051㎡、合計 24筆 21,245㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。以上、報告いたします。

議 長 次に祁答院地域お願いいたします。

谷山委員 2番谷山が報告します。令和4年7月27日から8月19日までの延べ4日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、祁答院地域の赤判定された農地を調査した結果、田 19筆 18,376㎡、畑 8筆 7,108㎡合計 27筆 25,484㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2

条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。以上、報告いたします。

議長 最後に甌島地域お願いいたします。

岸委員 6番岸が報告します。令和4年9月9日から同月21日の延べ2日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、甌島地域の赤判定された農地を調査した結果、田 5筆 4,655㎡、畑 113筆 41,557㎡、合計 118筆 46,212㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。  
以上、報告いたします。

議長 ただ今、各地域委員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第419号につきまして、原案どおり決定することについて賛成の方の挙手を求めます。

全委員 挙手

議長 賛成全員であります。議案第419号「耕作放棄地に係る非農地判断について」は、原案どおり決定されました。  
次は、議案第420号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を議題といたします。  
事務局の内容説明をお願いします。

事務局長 議案第420号を説明いたします。資料は29ページから32ページをご覧ください。  
議案第420号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について  
農業委員会法第37条に基づく情報の公表として、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、審議いただき総会の議決を求める議案であります。  
今回提案をしておりますが、3月実績の数値を使用する部分があります。実績が確定した後、修正する部分になりますので、ご理解をお願いいたします。  
令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、説明いたします。様式は昨年度と同様であります。

資料の 37 ページをご覧ください。大きな 1 番、農業員会の状況、1 農業委員会の現在の体制は、農業委員・農地利用最適化推進員の定数・実数等を示しております。2 農家・農地等の概要は、総農家数、農業経営体数、農業従事者数等を示しており、2020 農林業センサス等の統計資料の数値であります。認定農業者等や耕地面積は、お示しのとおりです。基本構想水準到達者と農業参入法人がそれぞれ 1 増です。耕地面積は、畑が 10 ha 減少しています。

次に 38 ページをご覧ください。大きな 2 番、最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題ですが、管内の農地面積 4,100 ha に対し、これまでの集積面積 1,182.9 ha、集積率 28.9% です。課題は本年と同じです。※4 に記載のとおり、これまでの集積面積 (B) 及び「集積率 (B)/(A) の%」は、3 月実績数値により差し換え予定です。

続いて②目標ですが、今回の農地の集積目標は、国の農地集積目標 8 割を達成するために設定されています。県の基盤強化基本方針の集積目標に即して、市町村ごとの目標設定の考え方が示されている場合、当該目標を設定できるとしています。本市は、この考え方にそって県が示した集積目標面積を目標とします。

農地の集積の目標年度 令和 12 年度集積率 90% を目標とし、今年度の新規集積面積は、県から示された 66.1 ha で、昨年と比較し 1.1 ha 減少しています。今年度末の集積面積 (累計) は 1,249.0 ha で、今年度末の集積率は、30.5% とします。※2 「今年度末の集積面積 (累計) (D)」及び「(目標) 今年度末の集積率 (E) = (D)/(C)」は、3 月実績数値により差し換え予定です。

続いて(2)遊休農地の解消 ①現状及び課題ですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況は、1 号遊休農地面積は、600.1 ha で、昨年と比較して 0.2 ha 減少しています。うち緑区分の遊休農地面積は、363.4 ha で昨年と比較し 0.2 ha 減少しており、うち黄区分の遊休農地面積は、236.7 ha で、昨年と同じです。②目標 ア 既存遊休農地の解消ですが、a 緑区分の遊休農地の解消は、面積 363.4 ha のうち、解消目標面積は、72.7 ha です。b 黄区分の遊休農地の解消は、黄区分の遊休農地 236.7 ha です。イ 新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の 解消目標面積、43.8 ha で、昨年と比較し、4.4 ha 減少しています。

次に 39 ページをご覧ください。(3)新規参入の促進 ①現状及び課題ですが、令和 4 年度新規参入者は、5 経営体で、昨年より 1 経営体が増え、面積は、3.7 ha で、昨年と比較して、1.8 ha 増えています。②目標ですが、権利移動面積は、平成 29 年度が 139.2 ha、平成 30 年度が 168.1 ha、平成 31 年 (令和元) 年度が 134.2 ha、3 ケ年平均が 147.2 ha で、昨年度と比較し 6.5 ha 増加しています。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割の 14.7 ha で、昨年と比較し 0.6 ha 増加しています。2 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、最適化交付金実施要綱において、活動日数目標の達成が 10 日を基準に判断されることから、

1人当たりの活動日数は、月10日とします。本年度と同じ目標です。(2)活動強化月間の設定目標は、3回で、11月に農地の集積の取組みで、貸したい・借りたい総点検活動の実践、1月に遊休農地の解消で、農地集積の意向聞き取りによる貸借のマッチングの推進と非農地判断の実施、2月に新規参入の推進で、農業者年金強化月間における新規対象者への推進とします。本年度と同じ目標です。(3)新規参入相談会への参加目標は、本年度は、「かごしま就農・就業相談会」への参加を計画していましたが、今回から新規参入間もない方の相談や説明会も対象となったため、本年は、7月に開催予定の「新規就農者を励ます会」を目標としました。

以上で議案第420号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

中島委員 　文言でわからない所があります。30ページの農家農地等の概要にあります基本構想水準到達者の意味を教えてくださいませんか。  
認定新規就農者の11経営体の認定方法も教えてください。

事務局 　まず、基本構想水準到達者とは、認定農業者に準ずる人となっております。認定農業者をリタイアした方、認定農業者ではないが、認定農業者の水準に到達した方をいいます。  
認定新規就農者については、認定農業者と同じように新規農業者が計画を出して、それに基づいて認定された方です。  
その方に支援を農業政策課、畜産営農指導課、農業委員会も含めて支援しております。

議長 　他に、何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第420号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第４２０号は、原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第４２１号全国農業新聞情報員の推薦についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第４２１号「全国農業新聞情報員の推薦について」を説明いたします。資料４０ページ議案と、４１ページ全国農業新聞鹿児島県支局長からの依頼分（写）をご覧ください。

まず４０ページの提案理由の欄をご覧ください。

提案理由でございますが、全国農業新聞情報員は、薩摩川内市が令和５年度から６年度にかけて担当となることから、新たに情報員の候補者１名を推薦する必要がある。これが本案提出の理由です。なお情報委員は、２年ごとに「さつま町」と交互に委員を交代して選出しております。

ここで、議案下段の表の任期欄をご覧ください。委員の任期は令和７年３月３１日までの２年間となっておりますが、現在の農業委員さん方の任期は、令和５年４月３０日までとなっております。

従いまして、今般推薦された委員さんは、令和５年４月末日で、一旦辞表のご提出を頂き、５月以降新しくご任命された委員さん方で改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。

参考までに前回、令和元年４月１日から令和２年３月３１日までの全国農業新聞情報員は、新屋純子委員であります。

以上で議案第４２１号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

小園委員 ３月１５日開催の運営委員会において、新屋 純子委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議長 ただ今、新屋 純子委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委員 （なしの声あり）

議長 なしということですので、新屋 純子委員を全国農業新聞情報員として推薦するということで賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第４２１号全国農業新聞情報員の推薦については、新屋 純子委員を推薦することに決定いたします。

次は、議案第４２２号薩摩川内市男女共同参画審議会委員の推薦についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第４２２号「薩摩川内市男女共同参画審議会委員の推薦について」を説明いたします。資料４２ページ議案と、４３ページ市長からの依頼分（写）をご覧ください。

まず４２ページの提案理由の欄をご覧ください。

提案理由でございますが、薩摩川内市男女共同参画審議会委員は、本年３月３１日をもって任期満了となることから、候補者１名を男性委員から推薦する必要がある。これが本案提出の理由です。

ここで、議案下段の表をご覧ください。委員の任期は令和７年１月３１日までの２年間となっておりますが、現在の農業委員さん方の任期は、令和５年４月３０日までとなっております。

従いまして、今般推薦された委員さんは、令和５年４月末日で、一旦辞表のご提出を頂き、５月以降新しくご任命された委員さん方で改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。

参考までに現在の薩摩川内市男女共同参画審議会委員は、梶原拓二委員となっております。

以上で議案第４２２号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

木場委員 ３月１５日開催の運営委員会において、梶原 拓二（かじはらたくじ）委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議 長 ただ今、梶原 拓二委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 なしということですので、梶原 拓二委員を薩摩川内市男女共同

参画審議会委員として推薦するということで賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第422号薩摩川内市男女共同参画審議会委員の推薦については、梶原 拓二委員を推薦することに決定いたします。

以上で、本日の議案の審議は全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 4月の現地調査及び総会の日程について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 本日、配布しております両面刷りの現地調査及び総会の日程をご覧ください。

次回、本庁の現地調査は、4月11日（火）、各支所は、10日（月）です。

本庁3班は、2班体制での調査に無理がある場合に連絡いたします。

次に、4月の議案発送は4月18日（火）、4月総会は4月25日（火）午後1時から樋脇公民館です。4月の総会からは主に樋脇公民館で予定しておりますのでご注意ください。

次に、裏面の4月から6月までの3か月予定については、今後の予定等にお役立てください。

以上です。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

岸委員 6番岸です。1月の総会の時点で、「私が最適化推進委員の報酬の件について、農業委員と同じ活動をしている、ただ、決定権がないだけでやっていることは同じだと検討すべきではないか」と、申し上げましたが、最適化推進委員から、やはり、検討してもらわないといけないという意見をもらっていました。そのあ

と、前会長からある最適化推進委員の方が前会長に電話をかけられて、総会の場で、岸委員がいいことを言われたと話をされたということです。

前会長が、私は辞める前に、最適化推進委員の報酬を上げるように市長に要望書を上げました。しかし、参考資料が不足しているとのことで、保留になりましたといわれました。

前会長が県農業会議に話をされたところ、市長部局までいったのであれば、間違いはないといわれたそうです。

他の、北薩の農業委員会では、最適化推進委員の報酬を上げているところがあるそうです。

前会長が退かれる際、令和元年の9月に出されているそうです。次年度に予算査定を行う前に出していらっしゃるそうです。それが結果として通らなかったと、事務局と会長にきちんと引継ぎをしていましたと、それが何もなかったということで、前会長がものすごく憤慨されていたらしいです。

総会の場で言って欲しいとお願いされたので、意見を述べました。

この件につきまして、局長はご存じであったのか、引継ぎはされていたのかお伺いいたします。

事務局長        今の質問は、引継ぎの際に報酬の引継ぎがされたかということですが、前事務局長から話は伺っております。

今回、ご意見をいただきましたので、改めて報酬関係について、検討を進めていきたいと思います。

最終的に報酬が変わらなかったということは、事情があってこのような結果になったと思いますので、そのようなところを、再度分析したうえで検討させていただきたいと思います。

岸委員            その引継ぎに関しましては、市長に要望書を出されているわけですが、その資料は残っていますか。

事務局長        今、岸委員から資料を言われましたが、私が思っている資料と同じかどうか分かりませんので、この場でそれがありますとかないですとかは、申し上げられません。

前事務局長から引き継ぎはありましたので、資料は拝見させてもらっているところであります。

岸委員            確認しますが、先月の局長の回答では、引継ぎはあったという説明はなかったですね。

事務局長            具体的なことについては、申し上げてなかったと思います。

岸委員            会長にお伺いしますが、先月、私が質問したとき、何も答弁されなかったですね。間違いないですね。

事務局長            前回の質問の時は、私の方で答えさせていただいたと思いますが、その解答で終わったと思っております。

岸委員            問題はですね、引継ぎがされていたのかという件なんです。会長に引継ぎはされたということですか。  
私が質問したときに、会長は、なぜ、説明をされなかったのか。会長は、間違いなく引継ぎはなされましたか。

会長            引継ぎとかはないです。懇親会で、ちょっとあったかというくらいです。

岸委員            口頭での、引継ぎということですか。覚えているようないないようなということですか。

会長            はい。

岸委員            分かりました。

議     長            他に何かございませんか。

委 員・推進委員            (なしの声あり)

議     長            それでは、事務局から何かございませんか。

事務局            (なしの声あり)

議     長            ないようですので、これをもちまして第36回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理            皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 1 4 : 3 0】